

消費生活相談室より

★困っています★

クレジットカード会社から請求書が届き、身に覚えのない請求がありました。クレジットカード会社に確認したところ、中学生の息子がスマートフォンで無料のオンラインゲームで遊んでいた際に、ゲームを有利に進めるためのコイン(仮想通貨)3万円分を親のクレジットカードで決済したことがわかりました。子どもが親の承諾なしに利用したクレジット代金ですが、支払わなければなりませんか。

○相談室から○

未成年の子どもが親に内緒でゲームのアイテムなどを購入したケースでは、ゲーム会社が購入状況などを詳しく聞き取り、請求を取り消すかどうか判断することになります。まずは保護者が子どもに対し、利用したゲーム名やゲーム会社名、ゲーム登録時に入力した内容や購入アイテム、有料との認識があったかなどを聞き取り、状況をよく把握してからゲーム会社とクレジットカード会社に申し出ることを助言しました。

★トラブルにあわないために★

☆子どもがオンラインゲームを利用する場合は、保護者も有料・無料のサービスの違いや課金システムを把握しておきましょう。

☆オンラインゲームやインターネットの利用について、日頃から家族でよく話し合い、ルールをきめておきましょう。

出前講座

消費生活相談員が自治会や学校、自主グループなどの集まりに出向いて、悪質商法や契約のトラブル事例、被害を防ぐポイント、製品事故の事例などを分かりやすくお話しします。



対象	原則、市内に在住、在勤、在学している団体・グループ等
日時	原則、平日の午前9時から午後5時まで
費用	無料 講義時間 1回、1時間から2時間程度
会場	主催団体でご用意ください
申込み	開催予定日の20日前までに受講申込書、事前アンケートを生涯学習スポーツ課學習推進係にご提出ください(FAX可) ふちゅうカレッジ出前講座申込み先 TEL 042-335-4391 FAX 042-365-3593

消費生活相談室休館日のご案内

土・日曜日、祝日・年末年始以外
で次の日がお休みとなっています。

☆7月2日(水)

☆8月14日(木)・15日(金)

☆10月20日(月)

7月	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5		
6	7	8	9	10	11	12	
13	14	15	16	17	18	19	
20	21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31				

8月	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6	
3	4	5	6	7	8	9	10
10	11	12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22	23	
24	25	26	27	28	29	30	31

消費生活だよりは7・9・12・3月の年4回発行し、市の施設や関係機関等で配布しています。
平成26年度は東京都の交付金を活用して自治会にも配布しています。

問合せ先

府中市生活環境部経済観光課
消費生活係
TEL 042-335-4124
FAX 042-360-9370
Eメール shouhi@city.fuchu.tokyo.jp

■は休館日となります。

府中市

消費生活だより



No.17 平成26年7月発行

編集・発行
府中市生活環境部
経済観光課消費生活係
〒183-8703府中市宮西町2-24
TEL042(335)4124

子どもの夏の事故やトラブルに注意!

家庭での水遊びに注意!

- 子どもは、深さ数cmの水でも溺れてしまいます。
ビニールプール遊びのときも大人はその場を離れてはいけません。



車内に子どもを残さないで!

- 炎天下の自動車内では温度が60度を超えることもあります。
短時間で重度の熱中症になりやすくなります。
- 金属部分も熱くなりますので、やけどに注意しましょう。



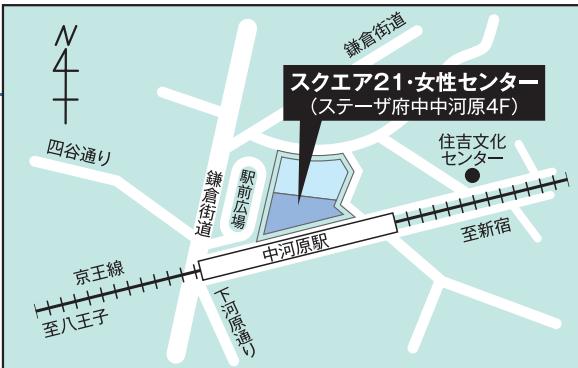
パワーウィンドウの操作の安全確認を!

- 自動車のパワーウィンドウに指を挟まれて骨折、切斷という事故がおきています。
- 子どもにパワーウィンドウを操作させてはいけません。
子どもが同乗しているときは、ロックスイッチを活用しましょう。



花火の取扱いに注意!

- マッチやライターから直接つけると、やけどの危険が高まります。
火をつけるときはローソクを使いましょう。
- バケツに消火用の水を用意しておきましょう。



「おかしいな」「困ったな」と感じたらひとりで悩まず消費生活相談室にご相談ください

府中市消費生活相談室

042-360-3316

相談時間 午前10時～正午、午後1時～4時

相談場所 府中市消費生活相談室

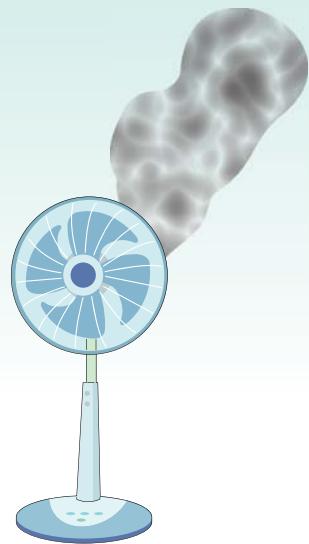
スクエア21・女性センター内

電話、または来所

久しぶりに使用する機器に注意を

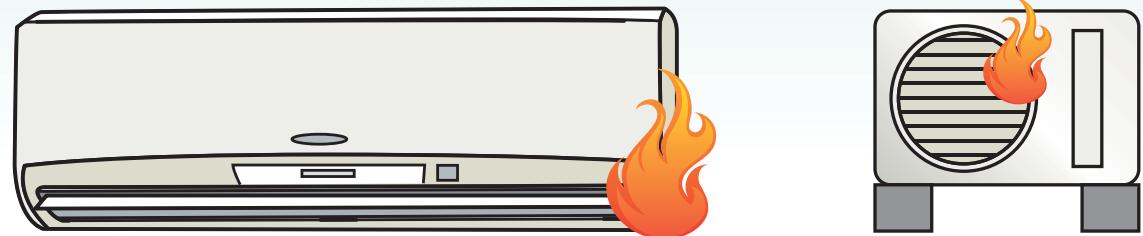
扇風機から煙が出たり発火したりする事故が毎年のように発生しています。

- スイッチを入れてもファンが回らない。
- ファンの回転が異常に遅かったり不規則だったりする。
- ファンが回転するときに異常な音や振動がする。
- モーター部分が異常に熱かったり、焦げ臭いにおいがしたりする。
- ファンにヒビがはいっている。



エアコンでも発火する事故が発生しています。

- 電源コードやプラグが異常に熱い。
- 焦げ臭いにおいがする。
- ブレーカーが頻繁に落ちる。
- 異音がする。
- 室外機から水漏れがする。
- 架台や吊り下げ等の取り付け部品が腐食していたり、取り付けがゆるんでいる。



上記のような症状がでたら、使用をやめてメーカー・販売店に相談しましょう。

製品事故を未然に防ぐために

毎日を安全・安心に過ごすためにも、どんな事故が起きているのか、自分で使っている製品で問題が生じていないか関心を持ち、自ら対策をとることも大切です。

製品事故を知るには・・・ 製品事故情報データバンクシステム

製品事故情報データバンクシステムとは、関係行政機関が保有する生命・身体に関わる消費生活上の事故の情報を一元的に集約したシステムで、インターネットで事故情報を自由に検索・閲覧できます。

<http://www.jikojoho.go.jp/>



リコール情報を調べるには・・・ 消費者庁リコール情報サイト

リコール情報に気づかないまま欠陥製品等を使用し続けることで事故に至るケースが後を絶ちません。消費者庁リコール情報サイトでは、関係省庁が公表したリコール情報を一元化して消費者に提供しています。また、メール配信サービスも行っていますので、ぜひ活用してください。

PCから <http://www.recall.go.jp/>
携帯から <http://www.recall.go.jp/m/>



製品事故がおきたら…

- 身体に被害があれば、すぐに医療機関で診察・治療を受けましょう。
- 事故が起きたら、事故の状況を写真に撮って製品は保管しておき、事故の経緯を記録しましょう。
- 消費生活相談室に連絡してください。



府中市消費生活相談室 ☎042-360-3316(相談専用)